

令和 7 年 1 月

教員採用候補者選考における「ちば！教職たまごプロジェクト」の取扱いについて
教職員課任用班

1 はじめに

県の施策としての「ちば！教職たまごプロジェクト」は、教員を目指す学生が、教職について実践的、体験的に学ぶ機会を提供するものであり、教員の養成に資する重要な事業である。

2 教員採用選考との関連

○令和 9 年度（令和 8 年度実施）の公立学校教員採用候補者選考において、令和 7 年度実施の研修に参加し、下記 3 の条件を満たした者で希望者には、優遇措置を行う予定である。

3 令和 9 年度（令和 8 年度実施）の公立学校教員採用候補者選考における優遇措置の条件

【下記①～③全ての条件を満たし、「実施報告書」において研修の終了を学校長が証明できる者】

①年間 20 日以上、実践研修に参加した者

②以下の内容の実践研修を全て実施した者

（小学校、義務教育学校、特別支援学校の場合）

ア 学級担任の補助（養護教諭の補助）

イ 学校行事の補助

ウ 学校維持管理の補助

（中学校、義務教育学校の場合）

ア 教科指導の補助

イ 学級運営の補助

ウ 学校行事の補助

エ 学校維持管理の補助

③研修先の学校長と以下の内容について研修開始時と研修終了時に対話を行った者

ア 研修開始時

学習指導に関すること、生徒指導に関すること、特別支援教育に関すること等

イ 研修終了時

学習指導に関すること、生徒指導に関すること、特別支援教育に関すること等を中心に研修の成果と課題について

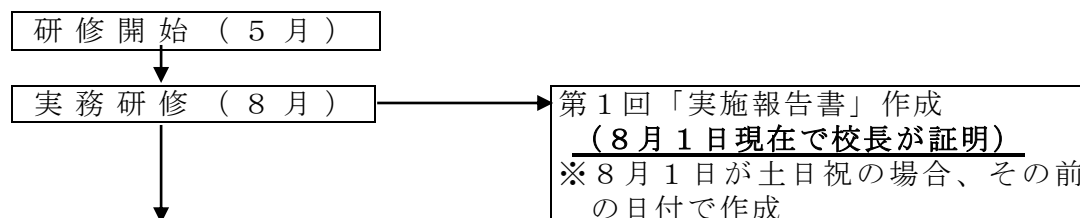
優遇措置を希望する場合、研修生は研修開始前に①～③の計画について、必ず位置付くよう研修実施校の担当者と十分確認をとること。

4 「実施報告書」の取扱い

（1）令和 9 年度（令和 8 年度実施）の公立学校教員採用候補者選考において、優遇措置の条件を満たし、希望する者は、研修実施校の校長が証明する「実施報告書の写し」を提出する。提出方法等については、令和 9 年度（令和 8 年度実施）の要項等で公表する。

5 「実施報告書」の証明について

研修実施校の校長は、教員採用候補者選考 2 次選考に提出するときに、全ての研修が終了した年度末の年 2 回、本人が作成した「実施報告書」の証明をする。



- 本人が原本を教員採用第2次選考において、当日会場へ持参する。

研修終了（3月）

第2回「実施報告書」作成（2月末日）
（2月末日までに校長が証明）
※3月の研修は見込みで記入

- 原本は学校から、市町村教委、教育事務所を通じて、県総合教育センターへ提出する。
- 学校は写しを2部とり、1部を本人へ、1部を学校で保管（3年）する。
- 次年度の教員採用選考の際には、本人が写しを提出する。